

施設等利用給付認定（第2号・第3号認定）に関するQ&A（令和9年4月申請用）

No.	Q	A
1	保育園と幼稚園いずれかの入園を検討している。保育園の入園申請と施設等利用給付認定（以下「施設認定」という。）申請双方の申請書を提出してよいのか。	双方申請は可能です。ただし、施設等利用給付認定通知書（以下「認定通知書」という。）は、施設認定対象施設に入園することを確認次第発送します（令和9年4月に認可保育園に内定した場合、認可保育園の内定が辞退されない限り、認定通知書は発送しません）。
2	保育園と幼稚園いずれかの入園を検討している。郵送で申請する場合、保育園の入園申請書類と施設認定の申請書類を同じ封筒で郵送してよいのか。	保育園の入園申請と施設認定の申請を同時にする場合は、双方の申請書類等を1つの封筒で郵送することができます。
3	保育園の入園申請をする際に提出する就労証明書は、施設認定の申請に流用できるのか。	認可保育園の入園申請のために保育課へ提出された就労証明書であれば、その入園申請の有効期間内について、内容に不足がなく、状況に変更がない場合に、書類の流用が可能です。ただし、入園申込みの取り下げや内定を辞退している場合は、書類の流用ができませんのでご注意ください。
4	施設認定の申請書等は、施設（幼稚園等）へ提出してよいのか。	ご案内に記載のとおり、直接保育認定係へ提出してください。
5	締切日（12月11日）までに申請ができない場合は、4月から認定されないのか。	締切後も随時申請を受け付けますが、申請時期によっては入園前までに認定通知書を送付できない場合があります。なお、4月1日からの認定希望の場合は、遅くとも3月末までに申請が必要です。
6	認定通知書はいつ届くのか。	保育園の令和9年4月入園2次結果発表後の3月中旬を予定しています。
7	認定通知書を早めに送付してもらうことは可能か。	認定通知書は一律3月中旬発送予定で、個別の要望には対応していません。施設から提出を求められている場合でも、「練馬区に問い合わせ、『発送は3月中旬以降になる』との説明を受けた」と施設へお伝えください。
8	審査状況・結果を電話で教えてもらうことは可能か。	混乱を避けるため、原則は3月中旬に発送する認定通知書にて、認定結果をご確認ください。なお、施設からの求め等の真にやむを得ない場合のみ、締切日（12月11日）までに申請があった方は、令和9年2月中旬以降にお問い合わせいただければ回答可能です。
9	3月までに練馬区へ転入予定だが、いつ施設認定を申請したらよいのか。	練馬区への転入日と同日に、認定の申請を行ってください。転入日以降の申請となる場合でも、3月中に申請の手続きを行っていただくようお願いします。4月以降の申請となった場合、認定開始日は申請日（練馬区での書類受理日）となりますので、ご注意ください。なお、転入前に申請することもできますが、審査は練馬区へ転入したことを確認次第行います。そのため、練馬区への転入手続きが済みましたら、「施設等利用給付認定申請取下げ兼申請内容変更届」にて、転入した旨の届出を行ってください。
10	保育園と幼稚園いずれかの入園を検討していたが、保育園に入園することとした。その際、申請済みの施設認定の取り下げ等、区への手続きは必要か。	施設認定の申請取下げ手続きが必要となります。保育園に内定しており、かつ、施設認定の申請を行っているご世帯を対象として、3月中旬ごろに手続きに関するお手紙をお送りする予定です。
11	幼稚園を利用予定施設として施設認定を申請していたが、同じ幼稚園（認定こども園）の2号利用に内定した。施設認定の取り下げは必要か。	認定こども園（2号利用）に内定した場合、内定児童における利用（予定）施設名が重複した施設認定の申請があっても、同申請は自動で無効になりますので、施設認定の取り下げは不要です。

12	育児休業中だが、認定を受けることができるか。	原則として、育児休業を取得したまま新たに認定を受けることはできません。育児休業を取得中の方が施設認定を受けられるケースは、以下の場合に限ります。 (1) 認定希望月の末日までに復職する場合 (2) 認定申請児以外の育児休業取得前から、無償化の対象となる保育施設（幼稚園、認可外保育施設等）を利用しており、育児休業取得中も同一施設※1の利用を継続する場合 (3) 認定申請児以外の育児休業取得前から利用している保育施設・地域型保育事業等を3月末に卒園※2し、4月から無償化の対象となる保育施設（幼稚園、認可外保育施設等）の利用を開始する場合 例：受入上限が2歳児クラス以下の小規模園からの卒園 ※1 同一の幼稚園であっても、プレスクールおよび練馬こども園低年齢型の定期利用は、無償化の対象外であるため『同一の保育施設』に含まれません。 満3歳児クラスについては、令和7年度から取り扱いを変更し、令和7年4月1日以降に満3歳児クラスに入園する児童より、満3歳児クラスを『同一の保育施設』として取り扱います。 ※2 卒園を伴う転園に限ります。卒園を理由としない転園（例：受入上限5歳児までの保育施設から幼稚園等への転園）や本園・分園間での進級制度がある場合（例：マーガレット保育園）は、育児休業を事由に認定できません。
13	育児休業から4月に復職する場合、復職日から認定となるのか。	4月末までに育児休業から復職し、区の指定する期限までに復職証明書の提出があれば、復職日の属する月の1日に遡って認定します。なお、復職証明書が提出されるまでは、認定の可否判断を延長します。延期通知書をお送りしますので、ご確認ください。
14	前職を退職後、これから開業予定のため確定申告書がない場合は、どうすればよいか。	直近の確定申告書の控えのコピーが提出できない場合は、開業届、営業許可証、履歴事項全部証明書等のコピーをご提出ください。
15	【令和9年度版】ではない就労証明書で会社から発行してもらってしまったが、問題ないか。	練馬区の保育課様式であれば、問題ありません。その他の様式の場合、審査の結果再提出を求めることがあります。
16	就学状況申告書の提出ができない（学校都合等）場合はどうすればよいか。	就学状況申告書の提出ができない場合は、在学証明書・学生証（在学期間がわかるもの）のコピーおよび時間割等（スケジュールがわかるもの）のコピーを提出してください。 なお、入学前に就学状況申告書を提出される場合には、入学の事実を確認するため、入学後に在学証明書の提出が必要です。